

## 令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第8回）議事録

■日時 令和元年12月16日（月）午前9時57分～午前10時17分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳会長、坂本第二部会長、池本委員、小林委員、寺島委員、宮越委員、保高委員

■議事内容

### 1 環境影響評価書案に係る総括審議

八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業

⇒ 大気汚染及び騒音・振動に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」

第二部会（第8回）

速 記 録

令和元年12月16日（月）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午前9時57分 開会)

○森本アセスメント担当課長 定刻前ではございますが、これより部会を開催したいと思います。

委員の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、そしてまたお寒い中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、第二部会委員12名のうち、6名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、第二部会の開会をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますので、よろしくをお願いいたします。

○坂本部会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度といたしたいと思います。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○坂本部会長 傍聴の方は、傍聴案件が終了しましたら退席されても結構です。

それでは、ただいまから第二部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、その他となっております。

それでは、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」評価書案に係る審議を行います。まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、3ページの資料1-1をご覧ください。前々回に続いて前回は活発な御審議をありがとうございました。こちらの資料は、前々回、前回の2回にわたる御審議において、委員の皆様からいただいた指摘や質問事項などと、それらに対して事業者から御説明いただいたことを環境影響評価項目ごとに大気汚染から順に、また環境影響評価項目に区分できない事項はその他として、3ページから6ページにわたって一覧表に整理したものです。

前々回の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の説明などのやりとりは、表の一番右側の取扱いの欄に、10/23部会にて回答済みと記載しております。また、前々回の御審議などを踏まえ、前回の御審議で委員の皆様からいただいた御指摘、質問事項などと、それらに対する事業者の説明などのやりとりで、新たな

追加となった事項は4ページの2番大気汚染の下段の、首都高地下化を含む周辺の大規模工事での事業者間の情報共有が欠かせないという趣旨の委員からの御指摘に対する事業者の、八重洲一丁目北地区は、日本橋周辺5地区の中の1地区であり、開発段階でこの5地区は情報共有の場を持って進めている。今後、工事の段階でも横の連携を取りながら、影響が少なくなるような調整等もやっていきたいという御回答。

また、さらにその下の、本事業で、選定項目である大気汚染だけでなく、選定していない地盤や水循環についても、本件計画地やその周辺で大規模な掘削が予定されていることから、広く情報共有を行ってほしいという委員からの御指摘に対する事業者の承知いたしましたという回答が追加となっております。

3ページの1番の大気汚染から、6ページの9番の史跡・文化財までの記載の審議、質疑応答のうち、前回の御審議の最後に、委員の皆様から、今回の総括審議での審議事項として挙げていただいたのは大きく2事項でございます。

1つ目は、3ページの1番大気汚染の上段の事項です。お手元の評価書案の114ページをご覧ください。こちらにございますとおり、工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測値は環境基準を超過しております。事業者はこの点についてどのようにお考えかという委員からの御質問に対して、事業者は、予測条件は建設機械の全台数同時稼働という最も厳しいもので予測を行っており、今後施行者が決まった段階で施工計画の詳細検討を行うとともに、稼働台数の低減や集中稼働を避けるなど、効率的な稼働を図り、影響の低減に努めていくと御回答いただいているものでございます。

2つ目は、5ページをご覧くださいなのですが、4番の騒音・振動でございます。評価書案153ページをお願いします。こちらにございますとおり、工事用車両の走行に伴う増加騒音レベルが1dB未満から1dBとしています。70dBを超えている予測では、都民からも必ず意見が出てくるので配慮してほしいという委員からの御指摘に対して、事業者は、今後施行者が決まった段階で御意見を踏まえ、詳細を検討していくと御回答をいただいているものでございます。

これらの2つの事項については、それぞれ右端の取扱いの欄に総括審議事項へと記載してございます。

以上、資料1-1についての説明でございます。

続きまして、7ページをお願いします。資料1-2について説明します。

こちらは、去る11月27日に開催しました都民の意見を聴く会において、1名の公述人の

方から公述いただいた意見の概要を整理したものでございます。

1 の大気汚染、騒音・振動については、予測値のうち工事の施行中の建設機械の稼働に伴う二酸化窒素及び工事用車両の走行に伴う騒音が環境基準を超えているので、再度、工事日程の調整などの対策をとった上で、環境基準内に数値を抑えることと、工事用車両の走行ルートは、日本橋の橋梁や中央通りを通過しないことのそれぞれの御要望。

2 の水質汚濁は、糞尿が公共下水道に流れていくが、合流式のため、水質汚濁の原因の一つとなるので、水質汚濁も評価項目に入れるべきという御意見。

3 の日影、景観は、日本橋川沿いの空間を活かすために、日影を避ける更なる配慮と建物の圧迫感がないように建物の位置の配慮、それぞれの御要望。

4 の風環境は、風環境の大幅な悪化から、本事業の建物の高さを低く、規模を小さくという抜本的な対策と、事後調査報告書で領域Dが出現した場合の事業者の責任を持った対応について、それぞれの御要望。

5 の廃棄物は、本事業で建設された施設建築物が、完成後、耐用年数が過ぎて取り壊す際にどれだけの廃棄物が出るかの評価を行うことの御要望。

6 のその他として、本事業は、調査計画書を再度作成する段階に立ち戻り、環境影響評価を行うこと。それから、本事業及び首都高都心環状線の地下化を含めた6事業がほぼ同時期に進んでいくので、これら6事業を合わせた環境影響評価を行うべきということ。それから、施工区域内でのZEBの取り組み、それぞれを求める御意見となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それではまず、資料1-1の、前回の事業者との質疑応答について御意見や修正などがございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

次に、資料1-2の都民の意見を聴く会の資料について御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

○池本委員 6番のその他で調査計画書の段階をというお話が出ているのですが、調査計画書の段階を省くことはできないというお話と、調査計画書を再度作成するという話は、お話としては矛盾しているように感じるのですが、この文章の意味をもう少し御説明いただいてもよろしいでしょうか。

○森本アセスメント担当課長 御質問ありがとうございます。本件は特定の地域の案件ということで、条例に基づきましてアセスの手続が評価書案から審議がスタートするという位置づけになっております。通常、事業段階アセスというのは調査計画書、評価書案、評価書とステップを進めてまいりますので、そのことを意図してのこととおっしゃっている、そうした趣旨と捉えております。

○坂本部長 よろしいでしょうか。

よろしければ引き続き総括審議のほうに移りたいと思います。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。8 ページ、資料 1-3 をご覧ください。「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）でございます。

## 第1 審議経過

本審議会では、令和元年 5 月 29 日に「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表については 9 ページをご覧ください。諮問から現地視察、そして部会での審議、公聴会である都民の意見を聴く会を開催、そして本日の総括審議と、以上記載してございます。

8 ページにお戻りください。

## 第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

### 【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

### 【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは1 dB以下としているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること。

以上でございます。

○坂本部長 ありがとうございます。

それでは、補足説明ですけれども、本日は、大気汚染御担当の日下委員が欠席しておりますので、まず、騒音・振動に関して私から補足説明をしたいと思います。先ほど事務局から評価書案のページをお示しいただいて、騒音に関する現状について御説明をいただいたとおり、この対象となる地区が非常に騒音レベルが高いということで、工事用車両が増えれば、少なからず少しでも増えてしまうのですが、そういう状況にあるために現況において環境基準を超えている地点もあることからということで、あとは環境保全のための措置を徹底することによって影響を最小限に抑えるようにお願いしますということを言っているものでございます。騒音・振動に関しては以上です。

そのほか、日下委員からコメントがありましたらお願いします。

○森本アセスメント担当課長 日下委員からコメントを預かっておりますので御紹介させていただきます。

答申案なのですが、こちらのとおり、大気汚染については本事業の寄与率が高いこと、二酸化窒素については環境基準を超えていることから、環境保全の措置を徹底してほしいというふうに伺っております。

○坂本部長 それでは、本件につきまして御質問等が委員の皆様からございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見がないようですので、ただいま説明した内容で次回の総会に報告します。

○坂本部長 ちょっと早いですけれども、本日予定しました審議は全て終了しましたが、ほかに何かございますか。

特にないようですので、これで第二部会を終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は退場していただきますようお願いします。

(傍聴人退場)

(午前 10 時 15 分 閉会)